

筑後市立小・中学校体育館 LED 照明・特別教室空調機賃貸借  
プロポーザル実施要領

1 件名

筑後市立小・中学校体育館 LED 照明・特別教室空調機賃貸借

2 リース予定期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 17 年 9 月 30 日まで（10 年間）

3 業務履行場所

【LED 照明：市内各小中学校の体育館】

①松原小学校 ②二川小学校 ③西牟田小学校 ④筑後小学校 ⑤筑後北小学校  
⑥羽犬塚中学校 ⑦筑後北中学校 ⑧羽犬塚小学校ふれあいルーム

※羽犬塚小学校のみ校舎内

【空調機：市内各小学校の特別教室】

①羽犬塚小学校（理科室・家庭科室） ②松原小学校（図工室・家庭科室・理科室）  
③古川小学校（家庭科室・図工室・理科室） ④二川小学校（図工室・家庭科室・音楽室・理科室）  
⑤西牟田小学校（理科室・音楽室・家庭科室・図工室） ⑥筑後小学校（家庭科室・理科室）  
⑦筑後北小学校（理科室・家庭科室・図工室・音楽室）

4 見積上限額（税込）

【LED 照明】

60,720,000 円

【空調機】

88,200,000 円

【合計】

148,920,000 円（債務負担行為による）

5 実施形式

公募型プロポーザル方式を採用する。

6 事業内容

【LED 照明】

- (1) LED 照明器具の納入・設置
- (2) 既存照明器具等の撤去・処分
- (3) 日常点検及び維持管理
- (4) LED 照明器具の性能維持の保証

## 【空調機】

- (1) 空調設備の納入・設置
- (2) 日常点検及び維持管理
- (3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律及びその他関連法規に基づく法定点検
- (4) 空調機の性能維持の保証

## 7 LED 照明器具及び空調機の概要

別紙仕様書のとおりとする。なお、LED 照明器具及び空調機に関する図面等は、「9 参加申込書」の提出者に対してのみ、後日配布する。

## 8 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 基本的事項

- ①プロポーザル方式により契約しようとする業務の実施年度における筑後市指名競争入札参加資格者名簿へ登録されていること。または、契約しようとする業務と同等の業務実績を有し、十分な業務遂行能力を有すると認められること。この場合、別に定める提出書類により資格審査を行うものとする。
- ②筑後市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- ④指名競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

### (2) 業務遂行能力

- ①過去 10 年以内に地方公共団体における LED 照明事業及び空調機設置事業の受託実績があること。また、その受託実績が今回の提案上限額と同等以上であること。
- ②福岡県内に本社または営業所を有し、当市と速やかに連絡および調整が取れること。

### (3) 信用状況

国税・都道府県民税・市区町村民税の滞納がないこと。

## 9 参加申込書の提出

参加を希望する業者は、令和 7 年 4 月 14 日（月）17 時まで、参加申込書（様式第 1 号）を筑後市教育委員会教育総務課へ電子メールにより提出すること。また、「19 問合せ・提出先」

に電話で到達確認を行うこと。

## 10 施設見学

本プロポーザルへの参加を希望する事業者に対し、下記のとおり施設見学を実施する。なお、参加人数は1事業者あたり5名までとする。

(1) 見学期間

令和7年4月21日（月）～4月25日（金）

(2) 申込期限

令和7年4月14日（月）17時

(3) 申込方法

施設見学申込書（様式第6号）を筑後市教育委員会教育総務課へ電子メールにより提出すること。

(4) 見学日程の決定

令和7年4月16日（水）中に電子メールにて通知する。他事業者と希望日時が重複した場合は、参加申込書の提出が早かった事業者を優先するものとする。なお、参加資格審査の結果、参加資格を満たさなかった場合には、見学日程の決定を取り消すものとする。

## 11 質問書の受付及び回答

本プロポーザルの実施要領、仕様書等に関する質問は下記により行うこととする。電話または口頭による質問、及び提出期限以降の質問は受け付けない。

(1) 提出書類

質問書（様式第7号）

(2) 提出期限

令和7年5月2日（金）17時

(3) 提出方法

電子メールによる。

(4) 回答

参加申込書の提出業者全員に、電子メールにて随時回答を送付する。なお、口頭による回答は行わない。

## 12 提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書提出届（様式第8号）

②企画提案書

③添付書類一式

(2) 提出方法

提出書類一式を次のとおり PDF データにまとめたうえで、筑後市教育委員会教育総務課へ電子メールにより提出すること。

【提出データとりまとめ例】

①企画提案書提出届（様式第8号）

②企画提案書（任意様式）

③業務実施体制（様式第9号）

④業務工程表（任意様式）

⑤提案見積書（様式第10号）

(3) 提出期限

令和7年5月14日（水）17時必着

### 13 提案書の内容

応募業者が提出する提案書の内容は次のとおりとする。

(1) 事業スケジュール

契約締結以降、現地調査、各種協議、設置工事及び賃貸借の開始等の一連のスケジュールを示すこと。（任意様式）

(2) 施工計画に関する提案

①施工方法・作業期間

施工方法や作業期間等について配慮又は工夫する点を記載すること。

②施工体制

筑後市内に本社または営業所を有する事業者（以下「市内事業者」という。）の請け負う工事費が工事全体に占める割合など、市内事業者の積極的な活用及び地域経済の活性化に資する点を記載すること。

③品質管理

施工の品質を確保するための施工管理方法、試験方法及び基準値等について記載すること。

④連絡体制

万一、施工中の事故等が発生した際の連絡体制について記載すること。

(3) 使用機器に関する提案

施設、用途又は器具種別ごとに、どのような基準でLED照明及び空調機を選定するか記載すること。また、必要に応じて、器具の姿図や性能等が分かる資料を添付すること。添付する資料については、枚数が過剰とならないよう簡潔にまとめること。

(4) 物品保守に関する提案

①保守体制

定期点検等の有無や不具合時の対応体制について記載すること。また、市内事業者の積極的な活用を踏まえた体制とすること。

②保証内容

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

(5) その他の独自提案

(1)～(4)までの内容以外に、本市にとって有益性のある提案があれば記載すること。

(例：賃貸借契約終了後の延長保証、機能の追加等)

## (6) 企画提案書の規格等

- ①文字の大きさは11ポイント以上とする。(図表は除く)
- ②企画提案書は図表等も含めて20ページ以内とする。(表紙、目次はページ数に含まない。)
- ③文章で簡潔にまとめること。文章補完のための写真、イラストの使用は可とする。
- ④事業者を判別できる記載をしないこと。(企業名、ロゴ等)

## 14 留意事項

### (1) 失格または無効

次のいずれかに該当する場合は、失格または無効にすることができる。

- ①提出期限を過ぎて提案書が提出された場合。
- ②提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③見積上限額を超える見積金額で提案された場合。
- ④プロポーザル審査委員に直接間接を問わず、接触を求めた場合。
- ⑤参加表明書を提出した者で、参加表明書の提出日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合。
- ⑥その他、審査の公平性に影響がある行為があったと認められる場合。
- ⑦その他、市が指示した事項に違反した場合。

### (2) 複数提案の禁止

同一業者が複数の提案を提出することはできないものとする。

### (3) 参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)により行うものとする。

- (4) 提出された提案書や見積書等は返却しないものとする。
- (5) 提出された提案書は、本件の選考以外に無断で使用することはないが、選考作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 審査結果に関する異議の申立てはできないものとする。
- (7) 提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に関する費用一切は、参加者の負担とする。

## 15 選定方法

選定方法は次のとおりとする。

### (1) 第1次審査(書類審査)

提案書等提出書類をもとに書類審査を行い、第2次審査に進む上位3社程度を選考する。  
審査結果は、令和7年5月20日中に電子メールにて通知する。

### (2) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

審査委員会によるプレゼンテーション審査により評価を行い、第1次審査と第2次審査の合計点により契約候補者を選定する。

- ①プレゼンテーションの実施予定日は令和7年5月26日(月)とし、場所や時間帯の詳細は第1次審査通過者に後日通知する。
- ②プレゼンテーション参加者は1社3名までとする。説明者は、本件を実際に担当する者を主

とすること。

- ③説明に際し使用できるものは、提案書のみとし、追加資料は受理しない。なお、備え付けの大型モニターを利用することができるが、PC 接続等のセッティング作業は各事業者の責任において行うこと。
- ④プレゼンテーション時には会社名の入った名札等は使用せず、会社名を伏せて行うこと。
- ⑤プレゼンテーションは1社につき15分以内とし、10分程度の質疑応答の時間を設ける。
- ⑥プレゼンテーションの順番は、提案書等提出届が提出された際に、事務局がくじ引きを行い決定する。事業者が直接くじ引きを行いたい場合は、別途申し出ること。
- (3) 第1次審査及び第2次審査の合計点(1,000点満点:200点×審査員5名)が最も高い者を最優秀者として契約の相手方の候補者として選定する。また次点の者を順位第2位の候補者とし、最優秀者との契約が不調となった場合には、次点の者と交渉を行う。
- (4) 審査結果は、第2次審査の参加者全てに、令和7年5月末日までに電子メールにて通知する。

※評価基準及び配点

区分	評価項目	配点
企画提案書	地元企業の活用等	20点
	事業スケジュール・実施体制	10点
	使用機器・導入効果	15点
	物品の保守管理	20点
	その他の独自提案	10点
実績表	他自治体における実績	5点
総合評価	総合評価	20点
第1次審査 小計		100点
プレゼンテーション	プレゼンテーション・質疑応答	60点
見積書	見積額の相対評価	20点
総合評価	総合評価	20点
第2次審査 小計		100点
合 計		200点

## 16 賃貸借契約

- (1) 採用された提案書をもとに、前項における最優秀者と契約締結に向けての手続きを進めるものとする。
- (2) 受託候補者の辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の者と契約締結の手続きを進めるものとする。

## 17 スケジュール

別紙のとおり

## 18 情報公開

提出された提案書等は、筑後市情報公開条例（平成14年6月25日条例第29号）に基づき、個人情報・法人情報等を除き公開の対象となる。

## 19 問合せ・提出先

筑後市役所 筑後市教育委員会 教育総務課（担当：長野）

〒833-8601 筑後市大字山ノ井 898 番地

電話 0942-53-4117（直通） F A X 0942-54-0336

E-mail [kyouikusoumu@city.chikugo.lg.jp](mailto:kyouikusoumu@city.chikugo.lg.jp)（教育総務課代表）